

# 情報通信ネットワーク利用規定

## (総則)

### 1、目的

本規定は、室蘭市立本輪西小学校の Web ページ（以下、ホームページ）に関する「ホームページ運用規則」、本校のインターネット等情報教育活動における「インターネット等活用規則」について必要な事項を定める。

### 2、基本

- ・本規定は室蘭市関係条例等に則り、本規定の目的にそって定められる。
- ・本規定は、本校教育活動時のインターネット等利用者（教育活動以外で校長が許可したものを含む）並びに本校ホームページ利用者に適用される。
- ・本規定は利用者に通知することなく改正できる。

## インターネット等活用規則

### 1、目的

- ・情報化社会に対応できるよう「判断・選択・整理・処理・創造・伝達」などの情報活用能力の育成を図る。
- ・各教科や特別活動での学習効果を上げ、視野を広げる。

### 2、利用条件

- ・本校の情報通信ネットワークを利用するには、室蘭市情報教育センター並びに本校ネットワーク管理者、本校ネットワーク運営責任者の示す利用条件によらなければならない。
- ・本校の情報通信ネットワークの利用は教職員・児童のほか、学校長が適当と認めた者とする。教職員並びに学校長が適当と認めた者は、本校ネットワーク担当者の指示に従わなければならない。児童は指導に当たる者の指示に従わなければならない。
- ・情報通信ネットワークへの接続許可は、室蘭市情報教育センターの示す指示によらなければならない。
- ・利用条件違反、並びに他に示す禁止行為を行ったものは利用を停止されることがある。

### 3、利用形態

- ・情報検索および収集などの資料活用。
- ・情報の発信および受信等の交流。
- ・ホームページの作成。
- ・TV 会議などのシステム利用。
- ・その他、学校長が決定する形態。

#### 4、禁止行為

- ・ 室蘭市立本輪西小学校の名誉、信用を毀損する行為。
- ・ 室蘭市立本輪西小学校の財産、人格、集積された個人情報に犯す行為。
- ・ 教育活動を妨げる行為。
- ・ 公序良俗に反する行為。
- ・ 犯罪、法令違反行為を目的とした行為。
- ・ 著作権を侵害する行為。
- ・ 他人に不利益を与える行為。
- ・ 他人の財産、プライバシーを侵害する行為。
- ・ 他人を誹謗中傷する行為。
- ・ 営業を目的とする行為、またはそれと誤解される行為。
- ・ コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為。
- ・ ネットワークシステムやセキュリティ上有害な行為。
- ・ 上記禁止事項の恐れがある行為。
- ・ 本校担当者、指導者の指示に従わない行為。
- ・ 室蘭市立本輪西小学校長が不適切と判断する行為。

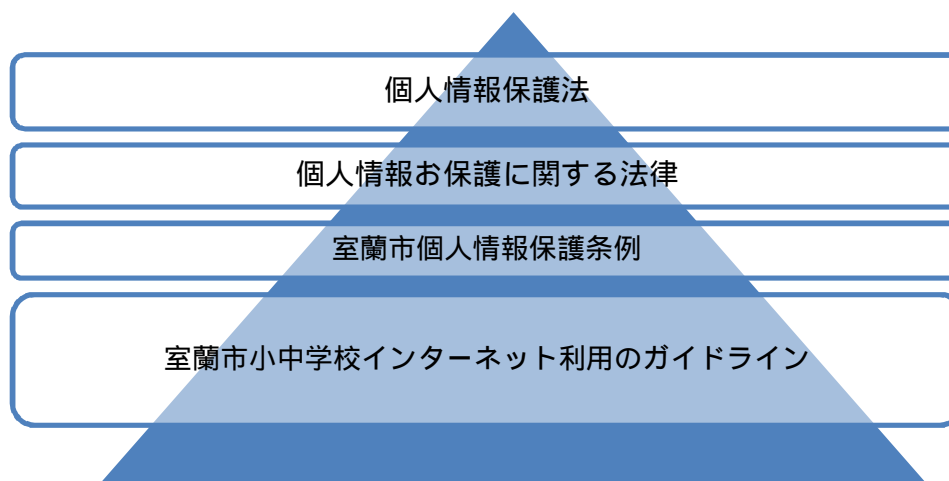
#### 5、セキュリティ・ガイドライン・ネチケット等の策定

- ・ 本校ネットワーク運営者および本校ネットワーク管理者は本規則に定めるほか、ネットワーク利用に関し必要なセキュリティの実施、ガイドラインやネチケットの促進に関する事項を職員はもちろん児童にもわかりやすく説明・指導する。

#### 6、免責事項

- ・ 本校はインターネット利用に際して法律の定めのある場合を除き、利用者が不利益・損害を被った場合の損害賠償責任を負いません。
- ・ 本校は、法律に定めのある場合を除き、利用者が本校情報通信ネットワーク利用によって第三者に与えた不利益・損害に損害賠償責任を負いません。

#### 個人情報保護の法体系



# 本輪西小学校ホームページ運用規則

## 1、公開の目的

- ・本校の教育活動を公開し、広く一般に告知し理解を形成する。
- ・特色ある教育活動について理解と協力を求め、本校の教育課題を推進する。
- ・本校児童の学習成果、教職員の研修状況、保護者・地域の協力体制などをお知らせし、各方面からの助言等により教育活動をすすめる。

## 2、個人情報の保護

- ・ホームページの作成にあたっては、個人情報の保護に努める。
- ・児童の個人情報について原則非公開とするものは
  - a. 成績、健康診断などの公簿並びに指導上の秘密については公開禁止。
  - b. 実名、住所、電話番号、生年月日などの個人を特定できる情報。
  - c. 家庭状況などのプライバシーに関する情報。
  - d. 写真に実名を添えること。
- ・学校長は、教育上必要と認めるとき、次の情報を公開することができる。
  - a. 個人が特定されない集合形式の写真。ただし写真の悪用を防ぐために大きさや解像度には十分配慮する（概ね 300 ピクセル程度）
  - b. 作品と作成者の学年（年齢）、氏名。
  - c. 競技記録、コンテストでの表彰と該当者の学年（年齢）、氏名。
- ・児童の考えや主張を掲載する場合にはプライバシーや基本的人権に十分配慮する。
- ・個人情報の掲載にあたっては、保護者の同意を得る。また、作品・記録等の掲載にあたっては、児童の意思表示を尊重する。
- ・その他、掲載する関係者の個人情報・基本的人権に配慮する。

## 3、ホームページ作成・公開の原則

- ・ホームページの作成、更新は学校長の承認を得た内容に限る。
- ・公開にあたっては著作権法を守り、引用や複製などは許諾を得て適切な表示をする。
- ・外部のリンクは教育効果が期待できるサイトに限り、営利目的に利することのない範囲とする。また、リンクに際しては相手先の示す条件に従う。

## 4、著作権

- ・本校ホームページの著作権は特に表示のない場合は、室蘭市立本輪西小学校に帰属する。
- ・児童の作品等の著作権は児童に帰属する。
- ・本ホームページでは著作権法により認められる他は、ドキュメントの一部、もしくは全部について無許可での複製を禁止する。ただし、ブラウザ等のローカルキャッシュなどによる一時的なコピーは複製とみなさない。

## 5、 掲示責任者

- ・ 本校ホームページの掲示責任者は室蘭市立本輪西小学校長とする。
- ・ 意見、要望、質問、許可を求める時は、別に公開している学校メールアドレスまで連絡を下さい。

## 6、 URL の公開と使用許諾権

- ・ 本校ホームページと「室蘭市立本輪西小学校情報通信ネットワーク利用規定」を承諾して本校ホームページへのリンクを持つウェブページは一般に公開されるものとする。
- ・ 営利を目的としない公的機関からのリンクは自由とする。個人、団体、企業がリンクする場合は掲示責任者まで許可を求めて下さい。

## 7、 免責事項

- ・ 本校はホームページ閲覧者に対し、利用の中断・中止や掲載内容（リンク先を含む）の利用に関する賠償責任は負いません。

## 8、 情報公開の修正・削除

- ・ 既に公開されている内容は掲示責任者の権限において修正・削除できる。